

## 三島市奨学金返還支援補助金のご案内

令和6年10月

## 1 目的

三島市への若者のUターン・定住の促進を図るため、大学等を卒業後、市内に居住し、就業しながら奨学金を返還する三島市出身の方に、補助金を交付します。

## 2 補助対象の要件

次の要件のいずれにも該当する方

- 交付申請の日に市内に居住し、かつ三島市の住民基本台帳に登録されており、1年以上三島市に居住する意思があるもの。
- 本市出身者（高等学校等の卒業時に市内に住所を有していた）。
- 大学等を卒業している。
- 他から奨学金返還の助成を受けていない。
- 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、その返還金の滞納がない。
- 市税を滞納していない。
- 公務員ではない。
- 暴力団員等と関係がない。
- 交付申請をする日が属する年度において、年齢が満30歳以下である（ただし、令和5年度までに従前の制度で交付対象者認定を受けた者については満31歳以下）。
- 次のいずれかに該当する。
  - ・交付申請日において、事業主に正規雇用され就業している者、個人事業主若しくはその事業専従者又は法人を設立し経営している者等。
  - ・非正規雇用者においては、保育士、幼稚園教諭、医師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、その他市長が認める資格を有し、交付申請日において当該保有資格に基づき雇用されている。

**本市出身者**…高等学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程又は高等専門学校を卒業した時に、市内に住所を有していた方（市内に住所がなかった方であっても親権者や未成年後見人が市内に住所を有していれば該当する）

**大学等**…大学、専門職大学、大学院、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校及び専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る）

**奨学金**…日本学生支援機構奨学金、三島市育英奨学金やこれに準ずる奨学金

**正規雇用**…期間に定めのない労働契約を締結し、労働時間が通常の労働者の労働時間と同じであり、通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている雇用

**非正規雇用**…上記、正規雇用以外の有期雇用

### 3 補助内容

対象経費	交付申請をする年度の前年度 10 月からの1年間の期間内に返還した奨学金の額（ <u>上限 12 万円/年</u> 1,000 円未満切捨て）
交付期間	補助金交付を受けた最初の年度から <u>5年間</u> *（最大60万円）

※ 毎年度申請が必要です。年度途中で就業の状況等に変更があり、受給の要件を満たさなくなった場合、その年度以降の補助金は交付されません。

### 4 対象となる奨学金

- 日本学生支援機構奨学金（一種または二種）
- 三島市育英奨学金
- その他上記に準ずる奨学金で市長が認めるもの

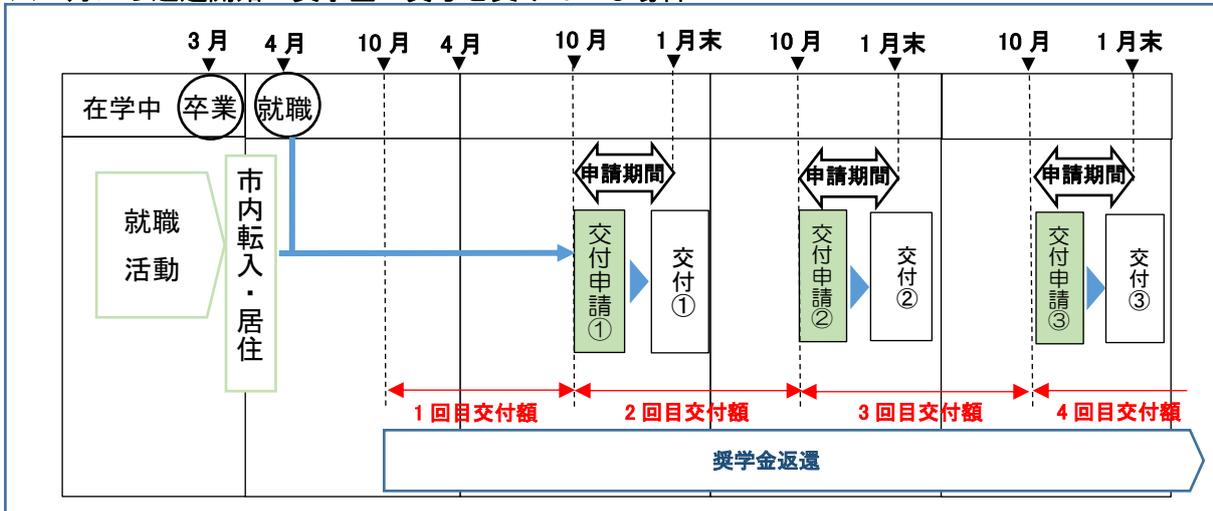
※ 奨学金の種類によって、返還開始時期が異なるため、申請の時期がずれる場合があります。

### 5 申請手続き

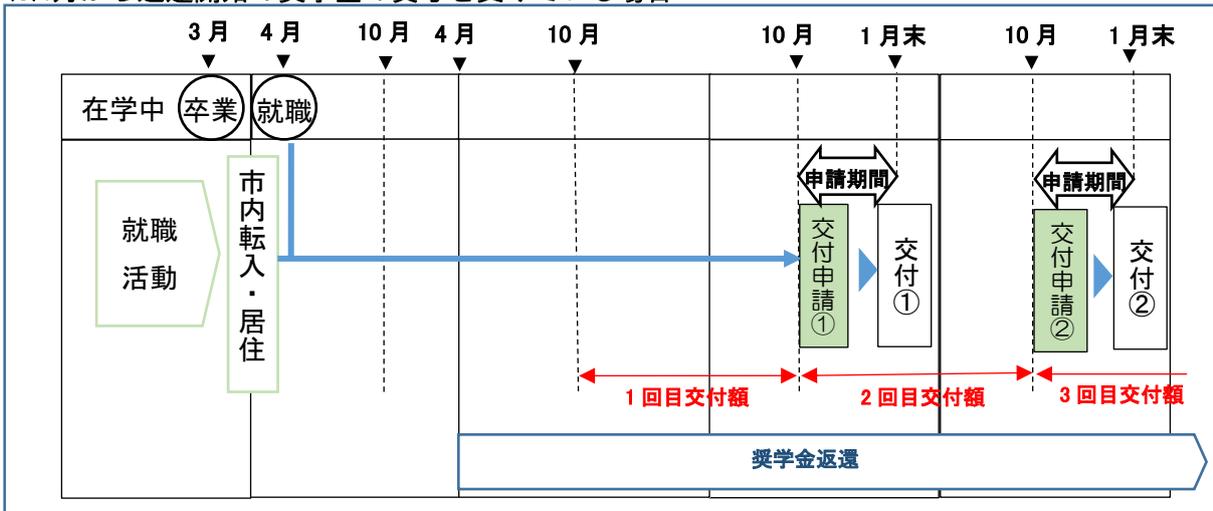
手続き（時期）	手続き方法
補助金交付申請 （交付年度の10月 ～1月末日）	下記の書類をご提出ください。 <input type="checkbox"/> 三島市奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いに係る同意書（様式第2号） ※ 当該同意書を認定申請時に提出済の場合は省略可。 ※ 当該同意書の提出により以下の書類提出が免除されます。 a 住民票（過去1ヶ月以内に発行されたもの） b 市税納税証明書 <input type="checkbox"/> 大学等卒業証明書又は修了証明書の写し <input type="checkbox"/> 勤務証明書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 奨学金返還額証明書等（前年度10月から交付申請年度9月までの返還実績がわかるもの） <input type="checkbox"/> 資格があることを証するもの（資格に基づく就業の場合のみ）

## 6 補助金交付までの流れ（一般的な事例）

※10月から返還開始の奨学金の貸与を受けている場合



※4月から返還開始の奨学金の貸与を受けている場合



## 7 注意点

### <個人情報の取扱いについて>

- 奨学金の受給・返還状況、住所、就職情報等の提供及び就業状況の確認等に使用します。

### <報告・調査・補助金返還について>

- 補助事業が適正に行われていることを確認するため、必要に応じ市が報告を求め、また調査を行うことがあります。
- 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、補助金を返還していただきます。

## 8 申請・問合せ

〒411-8666 三島市北田町4番47号 三島市 政策企画課 地方創生推進係

TEL: 055-983-2698 E-mail: [seisaku@city.mishima.shizuoka.jp](mailto:seisaku@city.mishima.shizuoka.jp)

※申請書類の提出は、窓口まで直接お持ちください。(受付時間: 平日午前9時～午後5時まで)